

令和8年度事業承継推進事業業務委託 公募型プロポーザル募集要項

1 目的

近年、経営者の高齢化や病気・死亡による倒産件数が増加する一方で、引退後の不安や事業承継に対するネガティブイメージが、世代交代の停滞を招き、本県経済に大きな負の影響を与えている。

そこで、次代の兵庫経済を担うリーダーの発掘・育成と、経営者等の意識改革を連動して進めることで、事業承継に対するネガティブなイメージを払しょくすることで、事業承継の活性化を図り、地域経済の持続的な発展につなげることを目的とする。

2 業務委託期間

契約締結日から令和9年3月12日まで

3 委託費（契約上限額）

5,100,700円以内（消費税及び地方費税含む）

4 スケジュール

期日	内容
2026年6月9日（火）	募集開始
6月16日（火）17時	参加申込締切/質問締切
6月17日（水）	質問の回答
6月23日（火）17時	書類提出締切
6月下旬	提案審査、審査結果通知、契約締結、事業開始
3月	随時事業実績報告

5 応募資格

(1) 応募に参加できる者は、次の全ての要件を満たす者であること。

ア 法人その他の団体又は個人事業主であって、業務を適切に遂行できる能力を有すること。

イ 提案する事業が法令等の規定により官公署の免許、許可、認可又は指定を受けている必要がある場合には、当該免許、許可、認可又は指定を受けていること。

ウ 事業の実施にあたり、兵庫県（以下「県」という。）との打合せ等に適切に対応できること。

- (2) 次のいずれにも該当しないこと。
- ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当する者
 - イ 県の指名停止基準に基づく指名停止の措置を受けている者
 - ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
 - エ 事業者等に対する委託費の支給事由と同一理由により支給要件を満たすこととなる国・都道府県・市町村の各種助成金・補助金の支給を受けている又は受けようとしている者
 - オ 県税、消費税及び地方消費税を滞納している者
 - カ 宗教活動や政治活動を主たる目的とする者
 - キ 暴力団又は暴力団もしくは暴力団員またはこれに準ずる団体等の統制の下にある者
- (3) 複数の者がグループを構成して申請する場合は、次の事項に注意すること。
- ア 代表者を選出し、応募等委託者とのやり取りについては代表者が行うこと。
 - イ 申請書の記名押印等については、全ての構成者が行うこと。
 - ウ 申請については、1 者につき 1 提案に限る。また、グループの構成者は他のグループの構成者となり又は単独で申請を行うことはできない。なお、代表者及びその校正者は上記応募資格（1）～（2）のすべてを満たすこと。

6 業務要件

別添の令和 8 年度事業承継推進事業業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）に沿ってコンペに応募する者自らが企画する業務であり、兵庫県が委託する業務として公序良俗に反するものではないこと。

7 募集要項の内容に関する質問及び回答

令和8年度事業承継推進事業業務委託公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に関する質問は、「質問書」（様式6）により提出すること。

(1) 受付期間

令和8年6月9日（火）から同年6月16日（火）の17時まで

(2) 提出方法

電子メールにて事務局に提出

Eメール：chikikezai@pref.hyogo.lg.jp

(3) 留意事項

件名に「令和8年度事業承継推進事業業務委託公募型プロポーザルに関する質問」と記載すること。

(4) 質問に対する回答

令和8年6月17日（水）までに、参加申込者全員に対して回答の内容を連絡する。

8 参加申込

本提案に参加意思がある場合は、令和8年6月16日（火）17時までに参加申込書（様式1）に必要事項を記載の上、電子メールにて送信すること。

Eメール：chikikezai@pref.hyogo.lg.jp

9 応募方法

(1) 募集期間

令和8年6月9日（火）から同年6月23日（火）の17時まで

(2) 提出書類

ア 企画提案参加申込書（様式1）

イ 企画提案申請書（様式2）

ウ 提案者概要（様式3）

※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

エ 提案者の概要を説明する書類

※パンフレット等会社概要が分かるもの

オ 企画提案書（様式4）

※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

カ 経費積算見積書（様式5）

※必要な項目が記載されていれば任意様式でも可

- キ 納税証明書（発行後3ヶ月以内のもの）
 - ・主たる事業所を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税（全税目）の納税証明書
 - ・税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- ク 財務諸表（直近1ヶ年のもの）※法人の場合のみ
 - ・貸借対照表
 - ・損益計算書
 - ・株主資本等変動計算

ケ 類似業務の実績が分かるもの

(3) 企画提案書の作成について

- ア 表紙の次のページは目次とし、企画提案書には表紙・目次を除き、ページ番号を一連でつけること。
- イ 文章を補完するための、写真、イラスト等の使用は可とする。文字サイズは図表中の文字を除き、12ポイント以上とすること。
- ウ 応募する案は1提案のみとすること。

(4) 提出方法

提出書類は、メールにより上記（ア）～（ケ）を令和8年6月23日（火）17時までにデータで提出するとともに、受信確認のための連絡を電話で行うこと。

- ア 受付時間
開庁日の9時から17時までとする。
- イ 提出先
兵庫県 産業労働部 地域経済課 経営支援班 担当者宛
E-mail : chikikeizai@pref.hyogo.lg.jp
住所 : 〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
電話番号 : 078-362-3313

(5) その他

- ア 企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、全て参加者の負担とする。
- イ 提出された企画提案書等は、本プロポーザルの審査のためのみに使用する。
- ウ 提出された企画提案書等は、返却しない。
- エ 提出された企画提案書等は、非公開とする。ただし、企画提案等について、公表必要がある場合は、参加者の了解を得て、その全部又は一部を公表するものとする。

オ 本業務により制作される成果物の所有権、著作権は兵庫県に帰属するものとする。ただし、成果物に受託者又は第三者の著作物が含まれている場合、当該著作物（当該著作物を改編したものを含む。）の著作権は、従前からの著作権者に帰属するものとするが、兵庫県は、本業務の成果物等を利用するために必要な範囲において、これを無償で利用できるものとし、受託者はそのために必要な著作権処理を行う者とする。

10 審査

(1) 審査の方法

審査委員会を設置し、(2)の審査基準に基づき審査の上、業務を委託する者の選定を書面審査にて行う。なお、必要に応じて、応募者に対して提出書類の内容の確認、追加書類の提出の依頼、ヒアリング等を行うことがある。

(2) 審査基準

審査カテゴリー	審査基準
PR 動画の制作・納品	イ) 本事業の趣旨を理解し、統一性をもって伝える内容であるか ロ) より多くの対象者に見てもらうために、優れた工夫が提案されているか ハ) 事業承継を検討しようと思うような、興味関心が誘引されるような動画内容が提案されているか
意識醸成セミナーの実施	イ) 本事業の趣旨を理解し、統一性をもって伝える内容であるか ロ) 効果が最大限に発揮できる魅力的なプログラムであるか ハ) 目標とする集客人数は何名であるか
専門家の選定と派遣	イ) 個別具体的な相談内容に対応できる体制が整っているか ロ) 派遣頻度は適切であるか
効果的な情報発信・広報活動の実施	イ) どのような広報手段がとれるか ロ) 実施可能な広報媒体はどのようなものか ハ) 興味関心が誘引される内容であるか
実施体制	イ) 実施体制（人員配置等）が示され、実効性のあるものか

	ロ) 事業実施スケジュールが適切にできるものであるか
団体の適格性・経費	イ) 本業務と類似業務の受注実績があり、企画力や実行力を有しているか ロ) 本業務内容に見合った適切な価格設定になっているか ハ) 提案内容が業務目的及び仕様書の内容と合致しており、事業に関する理解・知識が十分にあるか ニ) 業務を遂行するに当たっての創意工夫等を行っているか

(3) 審査結果の連絡

審査結果は、事務局から応募者全員に通知する。

11 業務の内容等

- (1) 県は、業務を委託する者として選定されたもの（以下「受託者」という。）と、提案業務の実施方法等その内容について協議し、調整を行う。この協議・調整において、県と受託者双方で確認の上、提案業務の内容を修正し、又は変更することがある。
- (2) 受託者は、(1)の協議・調整をした業務の内容を記載した業務計画書及び業務の実績を記載した実績報告書を県に提出すること。なお、業務の実施に当たっては、業務計画書、委託契約書及び業務委託仕様書に従うこと。
- (3) 受託者が委託契約書に記載する条項に違反したときは、県は、当該委託契約の全部又は一部を解除して委託料の支払を停止し、又は受託者に対して支払った委託料の全部又は一部の返還を求めることがある。
- (4) 受託者は、実績報告書の記載内容が確認できる書類（会計関係帳簿、労働関係帳簿、業務日誌等）を業務終了後5年間保存すること。

12 事務局

兵庫県 産業労働部 地域経済課 藤原・植田
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目 10 番1号
電話：078-362-3313（直通）
E-mail：chikikeizai@pref.hyogo.lg.jp